

発達支援に係る無償化（利用料の免除）

令和元年10月1日から消費税の増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されます。池田市においても、国の制度に則り無償化を実施いたします。なお、無償化の実施方法は、利用する施設類型や事業によって異なりますので、下記内容をご確認ください。

■ 対象者

- 3歳児から5歳児の全ての子ども
- ※ 満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。

■ 対象施設・サービス

- 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用料

■ 保育所や幼稚園、認可外保育施設等を併用した場合の無償化

- 障がい児の発達支援に係る無償化と保育所等の無償化はそれぞれが別のものとして取り扱われます。

■ 無償化の手続き

- 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。ご利用の障がい児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

<併用する施設別の無償化の方法について>

施設等	保育所・認定こども園 (2号認定)	幼稚園・認定こども園 (1号認定)	幼稚園 (新制度対象外)	幼稚園の預かり保育	認可外保育施設等
無償化の方法	免除	免除	2.57万円/月を上限に幼稚園の定める保育料から減額	保育の必要性が認定されている場合は、1.13万円/月を上限に給付	保育の必要性が認定されている場合は、3.7万円/月を上限に給付

※ それぞれの施設の無償化の方法等については、それぞれの施設毎のチラシをご覧ください。

■ 無償化対象外の経費・サービス

- 給食費
- 実費（医療費、日用品費等）

■ 無償化の方法

- 保護者の利用料の支払いがなくなります。